

◆ 上位運転免許等取得助成（一部追加）

従業員の運転業務に係る資格取得のため、事業者が負担した費用(教習料)の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方がR6.4.1 ~ R7.3.31の間に下記免許を取得し、支払いが完了しているもの

- ・【大型免許】車両総重量11トン以上の大型自動車の運転に必要な免許
- ・【中型免許】車両総重量7.5トン以上11トン未満等の中型自動車の運転に必要な免許
- ・【準中型免許】車両総重量3.5トン以上7.5トン未満等の中型自動車の運転に必要な免許
- ・【中型限定解除】8トン限定中型免許所持者が中型自動車の運転に必要な免許
- ・【準中型限定解除】5トン限定準中型免許所持者が準中型自動車の運転に必要な免許
- ・【けん引免許】750kg以上の被けん引車を牽引する場合に必要な免許
- ・【特例教習】大型・中型免許取得の受験資格要件(年齢・経験)を引き下げることができる教習

【申請期間】 R6. 6. 3 ~ R7. 3. 31 （予算枠に達した場合、受付を終了します）

【助成金額】 免許取得に係る費用(教習料・免許センターの適性検査受験料・免許交付手数料等)×1/3
(千円未満切捨て)

【申請書類】 取得及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③免許取得後の運転免許証(写)
- ④領収書(写)又は振込通知書(写)
- ⑤特例教習の場合のみ受講修了書

④は原則会社宛であること
(個人名では×)

以下の書類は【若年対象者】で特例教習・準中型・準中型限定解除の場合のみ

- ⑥健康保険証(写)
- ⑦運転者として在籍していることが分かる書類(写)

助成金申請書を提出する直前の
運転日報・点呼簿・運転者台帳など

【上限】

≪ 一般 ≫
1名につき 『大型』 8万円
『特例教習』 10万円
『それ以外』 5万円

≪ 若年対象者 ≫※1
1名につき 『特例教習』 12万円
『準中型』 7万円
『準中型限定解除』 7万円

但し、1社につき40万円まで

※ 1【若年対象者】とは以下の条件を満たす方です

- ①令和5年4月1日以降に採用していること
- ②平成元年6月2日以降の生まれであること
- ③令和5年4月1日以降に、準中型免許を取得または特例教習を受講修了していること
- ④助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること
- ⑤国または他機関が実施する助成制度等により助成金が交付されていないこと

18歳～取れる免許	1年後	全ての車種が運転可能に!
<p>準中型免許</p> <p>車両総重量 最大積載量 7.5トン未満 4.5トン未満</p> <p>バン型 平ボディ 小型トラック 小型トラック</p>	<p>19歳で大型免許をとれば！</p>	<p>大型免許</p> <p>車両総重量 最大積載量 11トン以上 6.5トン以上</p> <p>バン型大型トラック</p>
<p>普通免許</p> <p>車両総重量 最大積載量 3.5トン未満 2トン未満</p> <p>軽トラック ワゴン車 軽トラック 軽自動車</p>		<p>中型免許</p> <p>車両総重量 最大積載量 11トン未満 6.5トン未満</p> <p>バン型中型トラック</p>
<p>大型・中型免許取得の受験資格(2022年5月13日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別な教習[※]を修了したもの ●19歳以上かつ普通免許など保有1年以上 <p><small>※免許取得前・特別な教習(特例教習課程)/免許取得後・若年運転者講習</small></p>		<p>準中型免許 普通免許</p> <p>軽トラック 小型トラック 軽自動車 軽自動車 軽自動車</p>

注意

- ・利用運送事業・旧営業区域事業者様は対象になりませんのでご了承下さい。
- ・【一般】の申請は、国または他機関が実施する助成制度等と併用できます。

一般社団法人 三重県トラック協会長 殿

住 所
事業者名
代表者名

印

上位運転免許等取得助成申請書

下記のとおり免許を取得いたしましたので、関係書類を添えて申請いたします。

助成金額

円 (千円未満切捨て)

1. 申請明細 (免許取得人数)

大型	中型	準中型	中型限定解除	準中型限定解除	けん引	特例教習
名	名	名	名	名	名	名

- 1社につき40万(上限) 【上限 大型 8万円】
 事業者が負担した教習所等の費用×1/3 【上限 大型以外 5万円】
 【上限 特例教習 10万】
 取得した従業員が若年ドライバー※の場合 【上限 特例教習 12万】
 ※内訳書参照 【上限 準中型及び準中型限定解除 7万】

2. 助成金申請における確認事項 【必ず確認の上 してください】

I. <input type="checkbox"/> 当社は社会保険等に加入しています 健康保険証の事業所記号 [] ←記入して下さい <input type="checkbox"/> 当社は社会保険非適用事業所であることに間違いありません(従業員5人未満)
II. <input type="checkbox"/> 直近までの会費の納入が完了しています
III. <input type="checkbox"/> 免許取得日から3ヶ月以内の申請です (4~5月分は8月末まで申請可)

3. 助成金の振込先 【どちらかに してください】

- 登録済みの振込口座へ振り込む *確認のため口座番号は必ずご記入ください
 下記口座に登録を変更する (助成金毎や営業所毎に別の口座は登録できません)

振込先金融機関	口座名	口座番号
_____ 支店	(フリガナ)	普通 ・ 当座
		NO. _____ 口座番号は必ずご記入ください

担当者名 _____ 連絡先 TEL (_____) _____

4. 添付書類

- ①内訳書 (別紙)
- ②免許取得後の運転免許証(写)
- ③領収書(写)又は振込通知書(写) ※原則として会社宛であること(個人名では×)
(免許センターでの適性検査受験料・免許交付手数料等含んでもよい)
- ④特例教習の場合のみ受講修了書

以下は若年ドライバー・特例教習・準中型・準中型限定解除の場合のみ

- ⑤健康保険証(写)又は雇用保険被保険者通知証(写)
- ⑥運転者として在籍していることが分かる書類(写)

助成金を提出する直前の運転日報・
点呼簿・運転者台帳・賃金台帳など

いただいた個人情報に関する書類は助成金以外の目的には使用いたしません

(別 紙)

上位運転免許取得内訳書

会社名 _____

↓若年ドライバーの場合、○をしてください

番号	年齢等の 確認欄	取得者名	資格取得機関	資格種類 (大型・中型など)	資格取得年月日	助成金額 (千円未満切捨て)
1					年 月 日	円
2					年 月 日	円
3					年 月 日	円
4					年 月 日	円
5					年 月 日	円
助 成 金 額 合 計						円

・用紙不足の場合は適宜コピーをしてご使用ください

【助成額】 事業者が負担した教習所等の費用×1/3 1社につき40万(上限)

取得免許	金額(上限)
大型	80,000
大型以外	50,000
特例教習	100,000

取得した従業員が若年ドライバーの場合

取得免許	金額(上限)
特例教習	120,000
準中型または 準中型限定解除	70,000

対象となる若年ドライバーとは ※以下のすべてを満たすこと

- ①令和5年4月1日以降に採用していること
- ②平成元年6月2日以降の生まれであること
- ③令和5年4月1日以降に特例教習受講修了または準中型免許を取得していること
- ④助成金申請時に在籍し運転者として従事していること